別表六(二)付表四　令八・四・一以後終了事業年度分

保険会社の投資資産超過額に係る投資収益の益金不算入に関する明細書

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

国外事業所等の名称等	名称	1	
	国名又は地域名	2	
	所在地	3	
	主たる事業	4	

投資資産の額	種類		総額①	国外事業所等に係るもの②
	有価証券	5	円	円
	不動産	6		
	金銭債権	7		
	その他の投資資産	8		
	合計	9		

国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額の計算			
	投資資産の額（9の①）	10	円
	責任準備金の額	11	
	支払備金の額	12	
	国外事業所等に係る責任準備金相当額	13	
	国外事業所等に係る支払備金相当額	14	
	(13)＋(14)／(11)＋(12)	15	%
	国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額 (10)×(15)	16	円
投資資産超過額 (9の②)－(16)（マイナスの場合は０）		17	

投資収益率の計算				
投資資産から生じた収益の額	有価証券から生じた収益の額	18	円	
	不動産から生じた収益の額	19		
	金銭債権から生じた収益の額	20		
	その他の投資資産から生じた収益の額	21		
	合計	22		
投資資産の額の平均残高		23		
投資収益率 (22)／(23)		24	%	

適用除外の判定				
投資資産超過額に係る割合基準	投資資産超過額の国外事業所等に帰せられるべき投資資産の額に対する割合 (17)／(16)	25		
国外事業所等に係る投資資産の額に係る割合基準	国外事業所等に係る投資資産の額の投資資産の額に対する割合 (9の②)／(9の①)	26		
定額基準	(17)×(24)	27	円	
令第141条の6第4項の適用の有無		28	有・無	
益金不算入額 (17)×(24)		29	円	